

上信越高原国立公園（志賀高原地域）の公園計画の変更案の概要

1. 背景

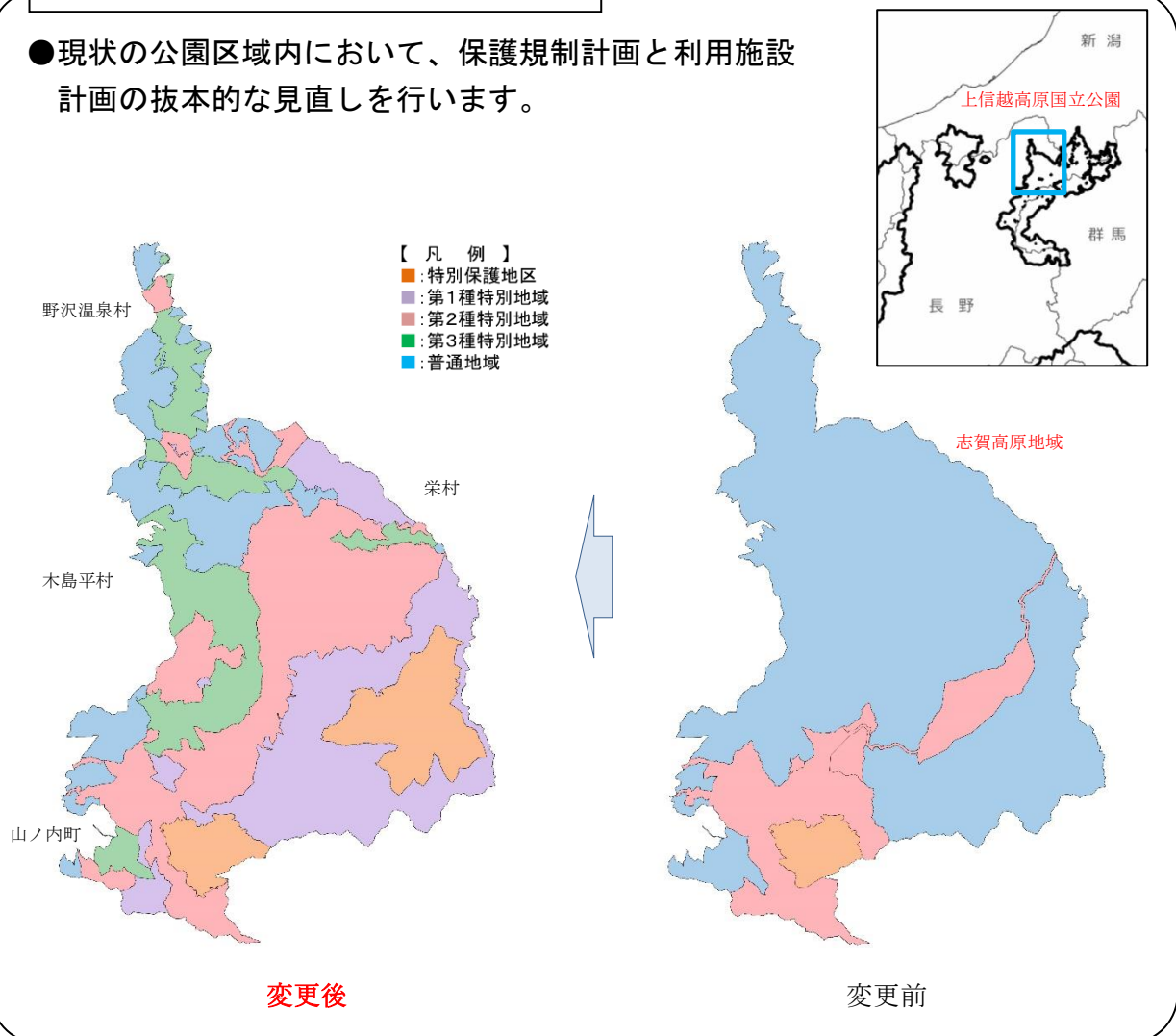
上信越高原国立公園は、群馬県、長野県、新潟県の3県にまたがり、浅間山、四阿山、白根山、岩菅山等の火山群やそれらの山麓の火山性高原、谷川連峰等の構造山地に、巨大な溶岩台地である苗場山の地域等を合わせた我が国を代表する山岳及び高原の優れた自然の風景地です。

今回、昭和24年の指定以来、公園区域及び公園計画の全般的な見直し（以下、「再検討」とする。）が行われていなかった志賀高原地域について、自然的及び社会的状況の変化を踏まえ、本地域の風致景観の保全と適正な利用の増進を図るため、保護規制計画と利用施設計画の抜本的な見直しを行います。

なお、今回の再検討においては、公園区域線の明確化を行うものの、公園区域の変更は行いません。

上信越高原国立公園（志賀高原地域）

●現状の公園区域内において、保護規制計画と利用施設計画の抜本的な見直しを行います。



2. 変更案のポイント

- ・大半の普通地域を特別地域として指定し、保護規制強化を図ります。
(特別地域の面積 (旧) 4,821ha → (新) 21,170ha (約4.4倍))。
- ・適切な公園利用を増進させるため、現状に即した公園事業と今後想定される利用に対応した利用施設計画を位置づけます。

3. 変更案の詳細

●保護規制計画

変更面積内訳

(ha)

	変更前	変更後 (変更面積)	増加割合
特別保護地区	711	2,914 (+2,203)	4.1倍
第1種特別地域	0	6,230 (+6,230)	-
第2種特別地域	4,110 ※	7,834 (+3,724)	1.9倍
第3種特別地域	0	4,192 (+4,192)	-
普通地域	20,165	3,816 (△16,349)	0.19倍
計	24,986	24,986	-

※ 地種区分未了の特別地域 (第1種から第3種まで分かれていない特別地域のこと) 3,810ha を含む。

●保護規制計画 関連事項

乗入れ規制区域の設置：毛無山から北ドブ湿原周辺 (木島平村、野沢温泉村) イヌワシの主要な生息地及び希少な湿原植物の生育地であることから、冬季におけるスノーモービルを対象とした乗入れ規制区域を設置します。

●利用施設計画

- ・志賀高原集団施設地区の区域拡張

現行の当該集団施設地区の区域について、一体的に利用されているスキー場等を勘案し区域を拡張します。また、整備計画区を7つ設定し、志賀高原地域の利用の拠点として整備を図ります。

- ・単独施設等の追加等 (追加、変更、削除)

[追加] 現状の利用状況や今後の利用のされ方を考慮し、園地事業等10箇所、道路事業等12本、運送施設 (索道運送事業) 5本を追加します。

[変更] 集団施設地区から振替や既存路線の区間延長等を行うため、道路事業6本、運送施設 (索道運送事業) 2本を変更します。

[削除] 現状利用されていない事業及び、集団施設地区への振替を行うため、単独施設12箇所、道路事業1本を削除します。